

平成19年第5回教育委員会記録

平成19年3月28日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成19年3月28日(水) 午後2時00分～午後4時40分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸田 頼一 委員代理者 大藏 雄之助
委員 宮坂 公夫 委員 安本 ゆみ
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐藤 博継 庶務課長 松岡 敬明

学校適正配置担当課長 吉田 順之 杉並区師範館長 田中 哲

学校運営課長 井口 順司 学務課長 渡辺 幸一

指導室長 種村 明頼 社会教育スポーツ課長 赤井 則夫

科学館長 渡邊 昇 済美教育一長 根本 信司

済美教育一長 植田 敏郎 済美教育一長 由井 良昌
副所長 統括指導主事

中央図書館長 原 隆寿

事務局職員 庶務係長 小今井 七洋 法規担当係長 石井 康宏

担当書記 佐藤 守

傍聴者数 2名

会議に付した事件

(議案)

議案第22号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則

議案第23号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則

議案第24号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則

- 議案第25号 杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則
- 議案第26号 杉並区学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則
- 議案第27号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則
- 議案第28号 杉並区学校教育職員の教職調整額に関する規則
- 議案第29号 杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則
- 議案第30号 杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則
- 議案第31号 杉並区学校教育職員の通勤手当に関する規則
- 議案第32号 杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則
- 議案第33号 杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則
- 議案第34号 杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則
- 議案第35号 杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則
- 議案第36号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則
- 議案第37号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則
- 議案第38号 杉並区学校教育職員の休職者給与支給に関する規則
- 議案第39号 杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則
- 議案第40号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第41号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程
- 議案第42号 杉並区教育職員勤務評定規程
- 議案第43号 杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程
- 議案第44号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則取扱規程
- 議案第45号 杉並区学校教育職員の通勤手当支給規程
- 議案第46号 杉並区学校教育職員の旅費支給規程
- 議案第47号 杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程
- 議案第48号 杉並区立学校職員服務規程の一部を改正する規程
- 議案第49号 杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程
- 議案第50号 杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程
- 議案第51号 杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部を改正する規程

- 議案第52号 杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第53号 杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則
- 議案第54号 名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第55号 杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第56号 杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程
- 議案第57号 杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程
- 議案第58号 杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第59号 杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第60号 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第61号 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第62号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第63号 杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第64号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第65号 杉並区立学校教職員研修所処務規則の一部を改正する規則
- 議案第66号 杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則
- 議案第67号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則
- 議案第68号 杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令
- 議案第69号 杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正する規程
- 議案第70号 杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部を改正する規程
- 議案第71号 杉並区立学校安全衛生管理者等設置規程の一部を改正する規程
- 議案第72号 杉並区立学校安全衛生委員会設置規程の一部を改正する規程
- 議案第73号 杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第74号 杉並区立郷土博物館運営協議会規則の一部を改正する規則
- 議案第75号 杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則
- 議案第76号 杉並区任期付学校教育職員の採用及び給与の特例に関する規則
- 議案第77号 杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則
- 議案第78号 杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則

- 議案第79号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第80号 杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第81号 杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第82号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第83号 杉並区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程
- 議案第84号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部を改正する規程
- 議案第85号 平成19年度杉並区立学校の学期及び休業日について
- 議案第86号 教育委員会幹部職員の任命について

(報告事項)

- (1) 学校運営協議会委員の任命について
- (2) エコスクール化検討懇談会報告について
- (3) 杉並区立松溪中学校校舎改築検討協議会報告について
- (4) 杉並区立杉並第五小学校・若杉小学校統合協議会中間報告・建設検討部会報告について
- (5) 学校ホームページ・コンテストの実施について
- (6) 杉並区立郷土博物館の運営のあり方検討会「最終報告」について

目 次

会議録署名委員の指名について	9
議案審議	
議案第22号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則	9
議案第23号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則	9
議案第24号 杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則	9
議案第25号 杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則	9
議案第26号 杉並区学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則	9
議案第27号 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則	9
議案第28号 杉並区学校教育職員の教職調整額に関する規則	9
議案第29号 杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則	9
議案第30号 杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則	9
議案第31号 杉並区学校教育職員の通勤手当に関する規則	9
議案第32号 杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則	9
議案第33号 杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則	9
議案第34号 杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則	9
議案第35号 杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則	9
議案第36号 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則	9
議案第37号 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則	9
議案第38号 杉並区学校教育職員の退職者給与支給に関する規則	9
議案第39号 杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則	9
議案第40号 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	9
議案第41号 杉並区学校教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程	9

議案第42号	杉並区教育職員勤務評定規程	9
議案第43号	杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程	9
議案第44号	杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則取扱規程	9
議案第45号	杉並区学校教育職員の通勤手当支給規程	9
議案第46号	杉並区学校教育職員の旅費支給規程	9
議案第47号	杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程	9
議案第48号	杉並区立学校職員服務規程の一部を改正する規程	9
議案第49号	杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程	9
議案第50号	杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程	9
議案第51号	杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部を改正する規程	9
議案第52号	杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	13
議案第53号	杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則	13
議案第54号	名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則	13
議案第55号	杉並区立学校教科用図書採択に関する規則の一部を改正する規則	13
議案第56号	杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程	13
議案第57号	杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程	13
議案第58号	杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	14
議案第59号	杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	14
議案第60号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	14

議案第61号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部 を改正する規則	14
議案第62号	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規 則	15
議案第63号	杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則	15
議案第64号	杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する 規則	15
議案第65号	杉並区立学校教職員研修所処務規則の一部を改正する 規則	15
議案第66号	杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則	15
議案第67号	杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則	15
議案第68号	杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を 改正する訓令	15
議案第69号	杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程 の一部を改正する規程	15
議案第70号	杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部を改正する 規程	15
議案第71号	杉並区立学校安全衛生管理者等設置規程の一部を改正 する規程	15
議案第72号	杉並区立学校安全衛生委員会設置規程の一部を改正す る規程	15
議案第73号	杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規 則	18
議案第74号	杉並区立郷土博物館運営協議会規則の一部を改正する 規則	18
議案第75号	杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則	18
議案第76号	杉並区任期付学校教育職員の採用及び給与の特例に関 する規則	19
議案第77号	杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規 則	20

議案第78号	杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則	22
議案第79号	杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	23
議案第80号	杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則	25
議案第81号	杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則	26
議案第82号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	28
議案第83号	杉並区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程	29
議案第84号	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部を改正する規程	29
議案第85号	平成19年度杉並区立学校の学期及び休業日について	30
議案第86号	教育委員会幹部職員の任命について	51

報告事項

(1)	学校運営協議会委員の任命について	33
(2)	エコスクール化検討懇談会報告について	34
(3)	杉並区立松溪中学校校舎改築検討協議会報告について	36
(4)	杉並区立杉並第五小学校・若杉小学校統合協議会中間報告・建設検討部会報告について	38
(5)	学校ホームページ・コンテストの実施について	46
(6)	杉並区立郷土博物館の運営のあり方検討会「最終報告」について	48

委員長 ただいまから第5回教育委員会定例会を開催いたします。

本日、18年度の最後に当たります。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の議事録の署名委員は、宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内しましたとおり、議案が65件、報告が6件となっております。

日程第65、議案第86号は人事案件となっておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条」によりまして、会議を非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がないようですので、議案第86号の審議は非公開とさせていただきます。

それでは、議案の審議に入ります。

まず、この4月から新たに区費教員を採用することに伴いまして、杉並区学校教育職員に関連する規則等の制定及び所要の規定整備ということで、日程第1、議案第22号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」、日程第2、議案第23号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則」、日程第3、議案第24号「杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則」、日程第4、議案第25号「杉並区学校教育職員の級別資格基準に関する規則」、日程第5、議案第26号「杉並区学校教育職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則」、日程第6、議案第27号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則」、日程第7、議案第28号「杉並区学校教育職員の教職調整額に関する規則」、日程第8、議案第29号「杉並区学校教育職員の地域手当に関する規則」、日程第9、議案第30号「杉並区学校教育職員の住居手当に関する規則」、日程第10、議案第31号「杉並区学校教育職員の通勤手当に関する規則」、日程第11、議案第32号「杉並区学校教育職員の単身赴任手当に関する規則」、日程第12、議案第33号「杉並区学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則」、日程第13、議案第34号「杉並区学校教育職員の管理職手当に関する規則」、日程第14、議案第35号「杉並区学校教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則」、日程第15、議案第36号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則」、日程第16、議案第37号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則」、日程第17、議案第38号「杉並区学校教育職員の退職者給与支給に関する規則」、日程第18、議案第39号「杉並区学校教育職員の義務教育等教員特別手当に関する規則」、日程第19、議案第40号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、日程第20、議案第41号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程」、日程第21、議案第42号「杉並区教育職員勤務評定規程」、日程第22、議案第43号「杉並区教育職員の自己申告及び業績評価に関する規程」、日程第23、議案第44号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例施行規則取扱規程」、日程第24、議案第45号「杉並区学校教育職員の通勤手当支給

規程」、日程第25、議案第46号「杉並区学校教育職員の旅費支給規程」、日程第26、議案第47号「杉並区立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程」、日程第27、議案第48号「杉並区立学校職員服務規程の一部を改正する規程」、日程第28、議案第49号「杉並区立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」、日程第29、議案第50号「杉並区立学校職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程の一部を改正する規程」、日程第30、議案第51号「杉並区教育委員会教職員表彰規程の一部を改正する規程」、以上、一括上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、私の方から議案第22号から第51号につきまして、ご説明申し上げます。

大変議案の多いことと、分量の多いことから、本日お手元に平成19年第5回教育委員会定例会付議規則及び訓令一覧というA4の横版の資料がございますが、それを中心にご説明をさせていただきたいというふうに思います。

まず、この一覧の見方でございますけれども、一番左の欄が議案番号を示してございます。続きまして題名、それから提案理由、そして概要、そして施行日という順番でございまして、備考欄に「特別区人事委員会への承認申請済み」とありますのは、規則及び訓令の制定及び一部改正の場合に必要となります特別区人事委員会への承認を既に得ているということを示しているものでございます。

また、「区長への協議済み」とありますのは、地方自治法第180条の4に定めます区長の総合調整権に基づく協議、これを終えているということを表しているものでございます。

それでは、これらの規則等の趣旨につきまして、簡単にご説明をさせていただきます。

これらの規則等につきましては、先般の平成19年第1回区議会定例会において議決され公布されました「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」、「杉並区学校教育職員の給与に関する条例」及び「杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例」などで規定しております学校教育職員の勤務条件等についての細則を定めるものでございます。

また、条例制定の際にもご説明申し上げましたとおり、学校教育職員と都費負担教員との均衡を保つために、規則等の内容は都費教員の勤務条件に準じたものとしてございます。

それでは、概要にまいりますけれども、議案第22号から第51号までの学校教育職員に関連する規則及び訓令につきまして一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第22号及び23号の規則でございますが、学校教育職員の勤務時間の割り振り、給与の支給方法などについて定めております。いずれの規定につきましても東京都の規定に倣ったものでございます。

議案第24号及び25号の規則、これは学校教育職員の初任給を決定する際に必要な事項を定めるものでございます。いずれの規定も都の規定に準拠して定めております。

参考までに、大学を卒業して、杉並師範館を経て、学校教育職員として採用された場合の初任給でございますけれども、2級の17号給というところになりまして、19万5,600円という給料になると、こういうことでございます。

続きまして、第26号でございますが、勤務を免除されたときに給与の減額を免除される場合の基準について定めるものでございまして、これも都の基準に準拠するものでございます。

議案第27号の規則は、特別支援学校などに勤務する学校教育職員に支給される給料の調整額について定めるもので、給料の額に応じた額を、これも都の基準に準拠して支給するものでございます。

議案第28号の規則でございますが、給与特別措置条例に基づき支給されます教職調整額、これにつきまして減額される場合を定めるもので、研修等に従事する場合には給料の4%あるいは2%になるというものでございます。

続きまして、議案第29号の規則でございますが、給料の13%に相当する地域手当の支給について定めるものでございます。

議案第30号及び31号でございますが、住居手当、通勤手当について規定するものでございます。いずれも区職員との均衡を図ることから、幼稚園教育職員の手当に準じて行うもので、額自体は都区教員との間に大きな差はございません。

議案第32号の規則でございますが、学校教育職員が南伊豆健康学園などに単身で赴任する場合に支給されます単身赴任手当について定めるものでございます。

議案第33号でございますが、学校教育職員が災害時に業務に従事したときなどに支給されます特殊勤務手当、これについて定めるものでございます。これも都の規定に準ずるものとなっております。

議案第34号及び35号でございますけれども、管理職である学校教育職員に支給する管理職手当及び管理職員特別勤務手当について定めるものでございまして、これも都に準ずる額を定めているところでございます。学校教育職員につきましては、管理職と副校長などの任用をするとして規定はしてございます。

続きまして、議案第36号及び第37号でございますが、学校教育職員の期末手当及び勤勉手当に関して定めるものでございまして、これらも都の規定に準ずるものとなっております。

続いて、議案第38号でございますけれども、学校教育職員が病気等による休職となった場合の給与の支給について定めるものでございます。

議案第39号でございますが、義務教育等の学校に勤務する教員がその給料の号給に応じて支給されます特別手当について定めるものでございます。これも都の基準に準ずるものとなっております。

続きまして、議案第40号の規則、学校教育職員の採用に伴いまして教育長に委任する学校教育職員に関する事務について定めるものでございます。主な事務は、週休日の変更、年休の承認、特別休暇の承認などでございます。

議案第41号の規程は、学校教育職員の正規の勤務時間の割り振り、休憩時間等を定めるものでございます。

議案第42号及び第43号の規程は、職員の勤務評定、自己申告、業績評価に関して定めるものです。自己申告及び業績評価につきましては都に準ずる方法で行い、その結果に基づきまして勤務評定を行い、学校教育職員の処遇に反映させるものでございます。

議案第44号、45号及び第46号、これらの規程は、職員の給与、通勤手当、旅費の支給などの細目について定めるものでございます。

議案第47号から第51号までは、いずれも学校教育職員について定めるため、学校教育職員という文言を追加する一部改正を行うものでございます。

施行日は、いずれの規則、訓令につきましても平成19年4月1日を予定してございます。

なお、議案の朗読は省略をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

いつもですと、一件一件について質疑応答を行いまして議決を行っております。本日は、議案数が非常に多いわけですので、ただいま一括上程しました議案のご説明について、議案番号を最初に言っていただいてから、ご質問、ご意見をお願いしたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、どうぞお願いいたします。

特に、ご質問、それからご異議がございませんようですので、お諮りしてよろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、一括上程して審議していただきました議案第22号から議案第51号までは、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第22号から議案第51号まで原案どおり可決いた

します。ありがとうございました。

続きまして、学校教育法の一部改正に伴いまして、養護学校を「特別支援学校」に改めるための規定整備ということで、日程第31、議案第52号「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」、日程第32、議案第53号「杉並区教職員健康管理規則の一部を改正する規則」、日程第33、議案第54号「名誉所長等の称号に関する規則の一部を改正する規則」、日程第34、議案第55号「杉並区立学校教科用図書の採択に関する規則の一部を改正する規則」、日程第35、議案第56号「杉並区教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程」、日程第36、議案第57号「杉並区立教育機関環境マネジメントシステム規程の一部を改正する規程」、以上を一括上程し、審議いたします。

庶務課長からご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、続きまして議案第52号から57号まで、特別支援学校関係の規則改正等につきまして、先ほどと同様に、お手元の一覧によりご説明を申し上げます。

まず、これらの規則等の趣旨でございますけれども、昨年の6月に学校教育法の一部が改正されまして、これまでの養護学校、盲学校、聾学校といった区分が特別支援学校という名称に統一されることになりました。これに伴いまして、養護学校の名称を含む1番目の議案第52号から57号までの6つの規則、訓令につきましても、養護学校を特別支援学校と改める改正を行うものでございます。

なお、区立済美養護学校につきましては、学校設置条例によりまして学校の種別を特別支援学校と改めますが、学校の名称そのものにつきましては、固有の名称ということでございますので、これは引き続き済美養護学校としてございます。

それでは、議案第52号から57号までの特別支援学校に関連する規則及び訓令につきまして一括してご説明を申し上げます。

議案第52号、「杉並区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」につきましては、「養護学校」を「特別支援学校」と改める改正及び特別支援学校の対象として、知的障害を対象とするものの規定を追加するものでございます。

残りの53号から57号につきましては、いずれも「養護学校」を「特別支援学校」と名称を改めるものでございます。

施行日は、いずれの規則、訓令につきましても平成19年4月1日を予定してございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 ただいま一括上程いたしました議案のご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願い

します。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、一括上程して審議していただきました議案第52号から議案第57号までは、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第52号から議案第57号まで原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、幼稚園教育職員の給与改定に伴う規定整備ということで、日程第37、議案第58号「杉並区幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第38、議案第59号「杉並区幼稚園教育職員の管理職員特別勤務手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第39、議案第60号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第40、議案第61号「杉並区幼稚園教育職員勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、以上一括上程し、審議いたします。

庶務課長、同じくご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第58号から議案第61号まで、幼稚園給与改定関係規則等につきましてお手元の一覧よりご説明を申し上げます。

まず、これらの規則等の趣旨でございますけれども、昨年の第4回区議会定例会におきまして、幼稚園教育職員の給与改定が行われたところでございますが、この改正に伴いまして管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当につきまして、経過措置を含め改正を行うものでございます。

それでは、議案第58号から61号までの幼稚園教育職員の給与改定に関連する規則につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案第58号の規則につきましては、管理職手当の額をこれまでの給料に対する割合で定めるのではなく金額により定めることとし、文言の整理を行うとともに経過措置を定めるものでございます。

議案第59号の規則につきましては、管理職員の特別勤務手当につきまして支給対象を明確にするものでございます。

議案第60号及び第61号の規則につきましては、期末手当及び勤勉手当の職務段階加算につきまして、園長を12%、教頭を10%、その他の教員を7%または5%とし、経過措置をあわせて規定するものでございます。

施行日は、いずれの規則も平成19年4月1日を予定してございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 ただいま一括上程しました議案のご説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

大藏委員 幼稚園は、副園長ではなくて、まだ教頭ですか。

庶務課長 法令上の職名は教頭でございますけれども、区の方では副園長という呼称を使っております。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りします。一括上程し、審議していただきました議案第58号から議案第61号まで、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第58号から議案第61号までは原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、教育委員会の組織改正に伴う規定整備ということで、日程第41、議案第62号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第42、議案第63号「杉並区立図書館処務規則の一部を改正する規則」、日程第43、議案第64号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第44、議案第65号「杉並区立学校教職員研修所処務規則の一部を改正する規則」、日程第45、議案第66号「杉並区教育委員会公印規則の一部を改正する規則」、日程第46、議案第67号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、日程第47、議案第68号「杉並区教育委員会訓令前行署名式及び令達式の一部を改正する訓令」、日程第48、議案第69号「杉並区教育委員会に勤務する指導主事の旅費支給規程の一部を改正する規程」、日程第49、議案第70号「杉並区教育委員会職員服務監察規程の一部を改正する規程」、日程第50、議案第71号「杉並区立学校安全衛生管理者等設置規程の一部を改正する規程」、日程第51、議案第72号「杉並区立学校安全衛生委員会設置規程の一部を改正する規程」、以上、一括上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第62号から72号まで組織改正関係の規則等について、お手元の一覧よりご説明を申し上げます。

まず、これらの規則改正の趣旨でございますけれども、平成19年4月から教育委員会事務局、

済美教育センター及び中央図書館の組織が大幅に改正されます。こうした組織改正に伴い規定を整備するものでございます。

それでは、議案第62号から72号までの組織改正に関連する規則等について、一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第62号、杉並区教育委員会事務局処務規則の一部改正でございますが、この62号の規則につきましては、教育委員会事務局の組織改正に関するものでございます。組織改正の内容は、学校適正配置担当部長を教育改革担当部長に改め、その所掌事務に教育改革に関することを加えます。また、指導室、学校運営課、これを廃止いたしまして、新たに教育改革推進課、教育人事企画課を設置いたします。これに伴いまして、学校運営課の所掌事務が庶務課に移り、指導室の所掌事務が教育人事企画課及び済美教育センターに移ります。また、師範館担当課長は師範館担当副参事になります。

次に、議案第63号、杉並区立図書館処務規則の一部改正でございますが、これにつきましては、中央図書館の組織改正に関するものでございます。組織改正の内容でございますけれども、中央図書館に学校支援担当係長及び読書活動推進担当係長を新たに設置し、それぞれの分掌事務を定めるものでございます。

続きまして、議案第64号でございますけれども、杉並区立済美教育センターの処務規則の一部改正ということでございまして、これも済美教育センターの組織改正に関するものでございます。組織改正の内容でございますけれども、能力開発係、研究開発担当係長を学校経営支援係に統合し、指導室の廃止に伴いまして、現在指導室にございます教育指導業務を新たに設置いたします教育指導係が分掌し、済美教育センターに移る指導主事が主にその事務を担当いたします。

続きまして、議案第65号から72号まででございますけれども、これらは組織改正に伴う規定の整備でございます。

議案第65号の規則は、教職員研修所について定めるものでございますが、教職員研修所の所管を指導室から済美教育センターに改めるものでございます。

議案第66号につきましては、公印に関する規則ですけれども、組織改正にあわせて新たな公印を調製するために規定整備を行うものです。

議案第67号の規則でございますけれども、教育財産に関する規則ということで、財産総括主任を学校運営課長から庶務課長に改めるものでございます。

議案第68号の訓令でございますけれども、教育委員会の訓令の形式について定めるものでございますが、指導室の廃止に伴いまして、教育委員会訓令のあて先から「室」を削除するものでございます。

続きまして、議案第69号の訓令でございますけれども、指導主事の旅費を定める訓令ですが、勤務場所に済美教育センターを加えるものでございます。

議案第70号の訓令は、教育委員会の服務監察について定めてございますが、服務監察の対象に学校教育職員を加えまして、監察員を庶務課長、教育人事企画課長、学務課長、済美教育センター一副所長、統括指導主事とするものでございます。

議案第71号及び第72号の訓令でございますけれども、学校安全衛生管理者及び学校安全衛生委員会について定めるものですが、主任管理者を庶務課長に改めるものでございます。

施行日は、いずれの規則、訓令も平成19年4月1日を予定してございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 では、ただいま一括上程いたしました議案のご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

大蔵委員 議案の62号と69号は、「区長への協議済み」となっているのですが、他のものは区長と協議する必要はないんですか。なぜこの2つだけが区長と協議をしているのですか。

庶務課長 その2つは、先ほど冒頭に申し上げました地方自治法第180条の4に定められている規則ということでございます。

大蔵委員 指導主事の勤務場所を変更する場合は、その180条の4にあるんですか。

庶務課長 旅費の支給に関することは協議事項になりますが、現時点までの協議は進んでいないということでございます。

大蔵委員 じゃ、これ以外にもまだこれから区長と協議するものがあるということですか。

庶務課長 はい、一部調整中ということでございます。

委員長 ほかにございますか。

名称で恐縮なんですけれども、議案第62号ですけれども、教育人事企画課となるのですね。これは「人事」と「企画」の間に「・」というのは入らないのですか。

庶務課長 これは、「・」は入りませんね。人事企画ですと区職の職員課関連と混同されやすいので、教育人事企画課とさせていただきました。

委員長 ほとんど人事に関わることということですか。

庶務課長 現在、指導室で所管しております人事関係、それから来年度から区費学校教育職員が入ってくるということで、そちらを主として所管してまいります。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りします。ただいま上程して審議していただきました議案第62号から議案第72号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第62号から議案第72号まで原案どおり可決いたします。ありがとうございます。

続きまして、郷土博物館分館の設置に伴う規定整備ということで、日程第52、議案第73号「杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第53、議案第74号「杉並区立郷土博物館運営協議会規則の一部を改正する規則」、日程第54、議案第75号「杉並区立郷土博物館処務規則の一部を改正する規則」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第73号から75号まで、郷土博物館条例関係の規則につきまして、お手元の一覧表によりご説明を申し上げます。

まず、これらの改正の趣旨でございますけれども、先般の平成19年第1回区議会定例会におきまして可決されました「杉並区立郷土博物館条例」の一部改正によりまして、郷土博物館の分館が設置されることとなりました。この分館の設置に伴い、「杉並区立郷土博物館条例施行規則」外2件の規則を改正するものでございます。

それでは、議案第73号から75号までの郷土博物館条例に関連する規則の一部改正につきまして一括してご説明を申し上げます。

まず、議案第73号でございますけれども、「杉並区立郷土博物館条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。規則改正の内容は、いわゆる分館設置に伴う規定の整備としまして、郷土博物館に加えて分館の名称を加えております。

次に、分館の運営方法などについて定めるもので、分館の開館時間、休館日、観覧券の様式などについて定めております。

また、郷土博物館と分館の入館を共通の観覧券により行うことで、郷土博物館または分館の入館から1月以内に限り他の館に入ることができるとしてございます。さらに、分館の入館料は、当分の間免除することとなっております。

次に、議案第74号及び第75号の規則でございますが、郷土博物館運営協議会及び郷土博物館の所掌事項に郷土博物館分館を加える改正でございます。

施行日は、いずれの規則も条例の施行日に合わせまして、平成19年4月7日を予定してございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。

委員長 では、ただいま一括上程して審議していただきます議案につきまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

特にございませんでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りします。ただいま審議していただきました議案第73号から議案第75号まで、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第73号から議案第75号まで原案どおり可決いたします。

ここからは、しばらく議案内容がそれぞれ異なりますので、1件ずつ審議してまいります。

日程第55、議案第76号「杉並区任期付学校教育職員の採用及び給与の特例に関する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第76号「杉並区任期付学校教育職員の採用及び給与の特例に関する規則」につきましてご説明申し上げます。

まず、趣旨でございますが、平成19年第1回区議会定例会におきまして、学校教育職員に関する条例の制定とあわせまして「杉並区的一般職の任期付職員の採用に関する条例」の一部が改正されまして、任期付学校教育職員の採用・給与につきまして、教育委員会規則により定めることができることとなりました。これに伴いまして、特別区人事委員会で定めます同様の規則に準じて、本規則を制定し、任期付学校教育職員の採用及び給与の特例について定めるものでございます。

それでは、規則について概要をご説明申し上げます。

まず、第1条でございますけれども、これは趣旨規定となっております。

第2条は、採用の際の公正の確保について定めるものでございます。

第3条及び第4条は、採用及び任期の更新について人事委員会の承認を得ることを定めております。

また、第5条は、発令通知書の交付について定めております。

第6条及び第7条は、任期付学校教育職員が持つ専門的な知識、経験、これに応じた職務の級及び号給の適用について定めるものでございます。職務の級、号給につきましては、特別の事情がある場合には人事委員会の承認を得てそれぞれ決定をすることができます。

施行日は、公布の日3月30日を予定してございますが、公布の日を施行日と予定してございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大蔵委員 第2条に公平に採用するよというの書いてありますが、どのようにして採用するのか、公募をするんですか。

指導室長 公募というよりも、優越な人材をこちらの方から見つけて、選考試験をして採用していくということで考えております。

大蔵委員 事務局の方から該当する方を探して、その方にお話をして、そしてこちらで審査をしますが、教員になりませんかということを行うということですか。

指導室長 はい、そうでございます。

大蔵委員 具体的には、この間記者会見をしていた乙武さんがこれに該当するわけですね。

指導室長 はい、そうでございます。

委員長 将来、でも場合によったら公募というのは一般的になるかもしれないですね。大学職員は公募が一般のタイプになっていますから。

教育長 対象を求めるときに、広く門戸を開いて公募するということは考えますけれども、逆に今度は制度上そのまますぐ採用するかどうかは別として、初期の段階として公に求めることは考えてもいいかと考えています。

大蔵委員 大学でも公募はするんですが、それもいろんな学会誌などに出して公募をします。それ以外にも、こちらから聞きませんかと言って誘って公募をさせていることもあるわけです。だから、公募にもいろんなやり方があると思います。

委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第76号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第76号は原案どおり可決いたします。ありがとうございます。

続きまして、日程第56、議案第77号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長、同じくご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第77号「杉並区教育委員会非常勤職員規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、改正の趣旨でございますが、教育委員会に勤務する非常勤職員のうち指導員について、新たに課外活動指導担当（主任）と課外活動指導担当を設けるものでございます。また、養護学校を特別支援学校に改める改正も合わせて行うものでございます。

それでは、概要でございますが、新旧対照表をご覧ください。

2ページをめくっていただきますと新旧対照表がございます。別表第2の指導員の項に「課外活動指導担当（主任）」と「課外活動指導担当」、これを新たに加えて、報酬をそれぞれ月額1万9,000円と1万2,700円とするものでございます。

また、同表中の「養護学校」を「特別支援学校」と改めるものでございます。

施行日につきましては4月1日を予定してございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

大藏委員 仕事の内容がどうなのかよくわかりませんが、文化財保護担当というのは年額で3万3,000円ですね。それ以外は月額で1万9,000円か1万2,000円ぐらいですね。それから、学校医さんなどは別ですけれども、文化財保護担当というのは何をやるんですか、年額3万3,000円というのは。

社会教育スポーツ課長 文化財保護担当と申しますのは、地域の文化財の関係を区にいろいろ情報をくださったり、相談していただく方で、昔からその地域に住んでいる方が任命されております。地域の昔話、それから地域のいろんな文化の状況等を教えていただく関係でございます。年に三、四回の会議をやっておりまして年額で定めています。

大藏委員 年間3回としましても1万1,000円ですよ。それはすごく安い、しかも年額で決まっていますから、もう一回聞きたいと言って来られても増えないわけで、ちょっと私はこれからすると非常識に安いような気がしますけれども。

委員長 肩書の方が重みがありますね。

報酬自体よりも、そういう公的な立場での指導員ということでしょうか。

大藏委員 今のお話からすると、別に指導をするのではなくて、いろんな昔の由緒だとか、そういうことを聞かせてもらうみたいな話ですが、それも指導なんですかね。

社会教育スポーツ課長 例えば、文化財にはいろんな地域の方とか、ボランティアの方等が関わっておりますので、その方へのお話が指導になるかどうかはありますが、昔のいろんなその地域

の問題とか、実際にはいろんな農業の器具のお話をさせていただくとか、使い方を教えていただくとか、そういう仕事をしております。

宮坂委員 これはどういう方になるのですか。何か推薦みたいな、あるいは自分で応募するのですか、この指導員というのは。

社会教育スポーツ課長 当初公募して、実はその方はなかなかずっと変わっていないのですが、地域の文化のいろんなことを知っている方に応募していただいて決めたといういきさつがございます。ただ、実際には相当長いことやられておりますので、地域の古老と言ったらいいのでしょうか、今ではそういう方でございます。

大藏委員 今度、新たな課外活動というのは、スポーツとかそういうのも指導するのですか。これはどうして今度新しくここに2つ、主任と普通の指導員と加わっているのですか。旧規則にはないんですよね。

社会教育スポーツ課長 この課外活動と申しますのは、部活動ですね、それを専門的な方にやっていただいて、部活動を充実していこうということで考えておまして、その中でも中心になる方は主任ということで位置づけております。基本的には中学校の部活動の活性化を図っていこうということで、これはスポーツだけではないのですけれども、いろんな部活動を充実していきたいという意味でございます。

大藏委員 今までもやっていたんじゃないんですか。

社会教育スポーツ課長 今までは、専門の非常勤の方はいらっしゃいませんでした。新たな設置でございます。

大藏委員 これは、定員みたいなものはないのですか。すべてについて、文化財保護担当、理学療法訓練担当とか。

社会教育スポーツ課長 予算の範囲内ということで、定員というのは特にございません。

委員長 大事なポストですよ、課外活動にかかわる指導員というのは。今後ともぜひ予算化して増やしていただきたいというふうに思います。

ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第77号は原案どおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第77号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第57、議案第78号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正

する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第78号「杉並区立学校に勤務する講師に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

まず、趣旨でございますけれども、区立学校に勤務する講師の報酬は都立学校に勤務する講師の報酬と同額としているところですが、今般、都立学校に勤務する講師の報酬が改定されたことに伴いまして、区立学校に勤務する講師についても、その報酬額を改定するものでございます。

それでは、2ページをおめくりいただきまして、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

別表の第3というところに定めてございます経験年数に応じて支払う講師の報酬につきまして、10円ずつ減額するものでございます。

施行日は、平成19年4月1日を予定してございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大蔵委員 東京都が10円下げたのは、国の指導があったのですか。

庶務課長 教員の給与改定に伴いまして、講師につきましても減額されたということです。

大蔵委員 それは、だから県費で賄うものについて一律に定められたので、東京都もそれに従っている、そして区はそれと同額にしたということですか。

庶務課長 はい、そういう趣旨だというふうに理解してございます。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りします。議案第78号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第78号は原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

続きまして、日程第58、議案第79号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長、どうぞご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第79号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明を申し上げます。

まず、趣旨でございますけれども、杉並区の体育施設につきましては、本規則により休場日と

いうものを定めております。下高井戸運動場の定例休場日のうち毎月第3水曜日を開場日とし、年末年始だけを休場日とするものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

2ページをおめくりいただきまして、別表をご覧ください。

休場日を定めます別表の第3、これの下高井戸運動場と荻窪体育館の項から下高井戸運動場を削除しまして、その他の体育施設と同様に年末年始のみを休場日と改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日を予定してございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大藏委員 下高井戸運動場はどこに行っているんですか。これからすると下高井戸運動場は、施設区分で上井草のところに並びそうな感じなんですけれども、それが消えてどこへいっちゃったんですか。ほかの運動場と同じだったら上井草体育館、上井草運動場、上井草温水プールと同じところに並びそうな気がするんですが。

社会教育スポーツ課長 別表の第3がございまして、その他の体育施設ということで、そちらの別表に入る予定でございます。

大藏委員 その他の体育施設というのは、何も出てこないですね。

社会教育スポーツ課長 はい、出てまいりません。略の別表のところで……。

大藏委員 別表の第1及び第2とかの略の中に下高井戸運動場は行くわけですか。でも、それならば別表の第1か第2がついていた方がわかりやすいと思うんですけども、何か消えちゃってどこへいったかわからない。

安本委員 定例のお休みがなくなったというのは。

社会教育スポーツ課長 説明を申し上げます。

下高井戸運動場は、もともと天然芝でございまして、それを18年の3月に人工芝に変えました。1年間様子を見ていたのですけれども、人工芝ですと定例の休場日を設けてメンテナンスをする必要がないということで、今後、休場日を無くして区民の利用に寄与していくというものでございます。

大藏委員 そうすると、下高井戸運動場以外にもそういうところが幾つかあるわけですね、同じようなタイプのところが。

社会教育スポーツ課長 はい。

大藏委員 だから、それが別表第1か第2かわかりませんが、そこに出てくるわけですね、一覧

表みたいにして。

社会教育スポーツ課長 その他の体育施設等で別表の中に出てくるわけですが、

大蔵委員 付記別表第4及び別表第5というものもありますが、どこに載っているかわからない。

これからすると、とにかく、普通だったら上にわざわざ幾つか書いてあるのが何も前から変わっていないので、上井草とか、それは全部変わっていないのに、別表の第3として、上にもう一回書いてあるわけですね。日にちも全部変わっていないのです。休場日が毎月第3木曜日であり、1月1日から4日までであり、年末は12月28日から31日まで、そうだったら、だから絶対そういなきゃいけないということではありませんよ。しかし、下高井戸運動場もそれならばどこかに書いてある方が、やっぱり親切でわかりやすいんじゃないですかということです。

委員長 どこへいったんだろうという素朴な質問です。

社会教育スポーツ課長 わかりました。

大蔵委員 だって、ここにそんなに変わっていないことももう一回書いてあるんですから。それなら変わったことについては、絶対載せた方がいいと私は思います。たったあと1枚ぐらいの紙の話ですけれどもね。

庶務課長 今後、資料のつくり方を工夫改善をしてみたいです。

委員長 そのほかはございませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、お諮りします。議案第79号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 ございませんようですので、議案第79号は原案どおり可決いたします。ありがとうございます。

続きまして、日程第59、議案第80号「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長、お願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第80号「杉並区立社会教育センター条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

趣旨でございますけれども、新旧対照表によってご説明をさせていただきます。

2ページおめくりください。

社会教育センターの備付器具の使用料につきましては、別表第2に規定されているところがございますけれども、そのうちのデジタルオーディオテープレコーダーというものがございますが、これを廃止するものでございます。したがって、別表第2のデジタルオーディオテープレコ

ーダーという欄を削除いたします。

施行日は、平成19年4月1日を予定してございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 では、ご説明に対しましてご質問等ございましたらお願いします。

では、お諮りします。議案第80号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第80号は原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第60、議案第81号「杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 それでは、議案第81号「杉並区立科学館条例施行規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。

趣旨でございますが、杉並区立科学館の使用承認書、これの性別欄を削除するものでございます。

概要でございますが、使用承認書を定める第4号様式、一番裏面になりますけれども、性別欄を削除した形にしてございます。

施行日は、平成19年4月1日を予定してございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

大蔵委員 科学館を使うのに性別なんか関係ありませんからなくすのは賛成ですけれども、その学級というところには何を書くのですか。学校名じゃなくて学級と書いてあるが、どうしてですか。もともと氏名は必要じゃなくて男と女だけが必要だったということのようですので、名前は要らないんですよね。

科学館長 この移動教室などの使用許可の場合は、学校が先に前の欄にありまして、その中の詳細の中で学級を書いて、1クラス男子何名、女子何名と書いていたのを、性別を入れる欄を削除するというものです。

大蔵委員 学級というのは、来たグループを指すのであって、何々小学校何学年とかいうことは関係がないということですか。

科学館長 小学校の名前は、この前の欄に記入します。

大藏委員 前の欄にあって、学年とかもそこに書いてあるということですか。

科学館長 はい。

大藏委員 そして、学級というのがあるんですか。

科学館長 1組、2組、3組とかですね。

大藏委員 非常によくわからない。だから、前があるのでしょうけれども、何でこんなところに別にまた学級を書かなきゃならないのかよくわからないんです。

もしも小学校だとかグループでまとめて来ているのだったら、何々小学校、何学年、何名と書いてあればそれでいいので、別にAクラス、Bクラスとか、そんなことを書く必要はないような気がするんですけども、これだったらわかりいいと思って、どういうふうな書式で全体になっているのかわかりませんけれども、何となく不思議な感じです。

科学館長 すみません。ご説明不足でした。

移動教室というのは、当館の一番大きい事業ですけども、実験室が3つしかありません。そこで、1クラス40名とか、それが例えば5クラスあるとかいう場合には、3クラスは先にプラネタリウムで、2クラスは先に実験というふうな形になりますので、クラス分けは書き込む必要があります。そのためにこの学級欄がありますが、性別欄は不要ということで削除になりました。

大藏委員 そうすると、今までは学級を書いて男・女というのは、大体とにかく小学校なんかだったら男の学級、女の学級と分かれていませんから、混合になっているでしょう。そのときに、ここの男、女のところに男何人、女何人と書くようになっていたんですか。

科学館長 はい。

大藏委員 そうですか。

科学館長 はい、そうです。

大藏委員 そうすると、今度の学級というのも、学級のところにここに何人と書くようになるわけですね。

科学館長 何人だけです。

大藏委員 しかし、この学級の、これからすると学級何人と書くわけであって、5グループ来ている中の何学級というのは、それをここに書くようにはなっていないですね。

科学館長 学級は1組、2組というような番号が入ると思います。またA組、B組、C組というような記入になります。

大藏委員 それは、ここに新しい別表の学級というものの頭に3組と書いて何人と書くようになってるんですか。非常にとにかくわかりにくい。だから、私は小学生じゃありませんし、学校の教員でもありませんから、どうでもいいんですけども、しかし何か非常にわかりにくい。そ

のわかりにくいのを抜き出して改正をするというものだから、なおわからないです。

こんなものを教育委員会で審議しろと言われたってわかりませんよ、何にも、いいも悪いも。そう思います。

だから、さっきのもそうですけれども、同じたくのならば、私どもが見て、それで教育委員というのは一種のパートタイマーですから、常勤者ではありません。毎日やっているわけではありませんので、少なくともわかりやすいように出していきたいと思います。

どっちにしろ、基本的に言えば、今日お出しいただく内容はみんなイエスなんです。反対する理由は何にもないんです。もう実務的にやってくればいい。しかし、出された以上は内容を見なきゃならないんです。だから、もう私たちに任せください、だからこれでとにかくご承認してください、私たちは間違いをしませんからと言われれば、はい結構ですと私は言いたいんです、こんなたぐさんのものを。しかし、出されれば一応言わなきゃ、何もしないで置いて、もしも間違っていて後から訂正しますと言われて、ああそうですかと、そんなばかみたいなことはできないということです、私が言いたいことは、おわかりいただけますでしょう。

科学館長 はい。

庶務課長 先ほど同様、資料の作成の仕方を工夫改善を図ってまいりますので、大変申し訳ございません。

委員長 では、以上のような問題点もありますけれども、議案第81号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 原案どおり可決いたします。

続きまして、日程第61、議案第82号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いします。

庶務課長 議案第82号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、これにつきましてご説明を申し上げます。

まず、趣旨でございますけれども、区職員の給与簿の保存年限、これが3年から5年に改められたことに伴いまして、幼稚園教育職員の給与支給の際に使用いたします給与簿の保存年限を3年から5年に改めるものでございます。

それでは、2枚おめくりいただきまして新旧対照表をご覧ください。

第6条第2項に規定してございます給与簿の保存年限、これを3年から5年に改めるものでございます。

施行日は、平成19年4月1日を予定してございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

説明は以上です。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ございましたらお願いします。

宮坂委員 これも同じような考えになっているのですが、趣旨はわかりましたけれども、理由というのは何かあるんですか。何で5年にするとか、あるいは5年も要らないんじゃないかとか、いろいろな意見があったんだろうと思うんですけども、決める段階において。

庶務課長 区の職員の条例施行規則が3年から5年と、そのほかの帳簿の保存年限というのも一律に5年というのが一つの目安になっているということで、それに伴う変更ということでございます。

委員長 では、お諮りします。議案第82号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第82号は原案どおり可決いたします。

続きまして、先ほどもございましたが、教育委員会の組織改正に伴う規定整備ということで、日程第62、議案第83号「杉並区幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部を改正する規程」、日程第63、議案第84号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則取扱規程の一部を改正する規程」を一括上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第83号及び第84号につきましてご説明を申し上げます。

まず、趣旨でございますけれども、幼稚園教育職員の給与、通勤手当の支給、これは学校運営課長が行っていたところでございますが、先ほどもございましたように、教育委員会事務局の組織改正によりまして、学校運営課の事務が庶務課に移管されることから、2つの規程につきまして「学校運営課長」を「庶務課長」に改める改正を行うとともに、所要の規定整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明を申し上げます。

2枚おめくりいただきまして、まず通勤手当の支給規程でございますけれども、第2条から第4条までの改正、これは「学校運営課長」を「庶務課長」に改めるものでございます。

また、第7条から第9条までの改正は、通勤手当支給規則の一部改正に伴う規定の整備ということでございます。

続いて、議案第84号、給与支給規程の一部改正でございますが、やはり2ページおめくりいただきまして、新旧対照表をご覧ください。

給与支給規程の一部改正、第2条及び第3条でございますけれども、「学校運営課長」を「庶務課長」と改めるというものでございます。

施行日につきましては、平成19年4月1日を予定してございます。

議案の朗読は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明に対しましてご質問、ご意見ございましたらお願いします。
組織改正ということによろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 では、一括上程して審議いたしました議案第83号及び議案第84号は、原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第83号及び議案第84号は原案どおり可決いたします。

庶務課長、どうもありがとうございました。

続きまして、日程第64、議案第85号「平成19年度杉並区立学校の学期及び休業日について」を上程し、審議いたします。

指導室長、ご説明をお願いします。

指導室長 「平成19年度杉並区立学校の学期及び休業日について」ご説明申し上げます。

お手元の資料に基づきまして、ご説明をいたします。

学期の変更についてでございますが、変更を実施する学校は、小学校1校、中学校4校、計5校でございます。計5校のうち、平成19年度に新たに変更する学校は向陽中学校でございます。

続きまして、2の休業日の変更についてでございます。

休業日の変更につきましては、幼・小・中・特別支援学校合わせて全部74校・園が変更をします。内訳についてご説明を申し上げます。

次のページになります。

初めに、春季休業日終わりの変更についてでございます。幼稚園6園、小学校44校、中学校23校、特別支援学校1校、全部で変更をいたします。その主な理由でございますが、幼稚園につきましては、入園式の2日前に始業式を実施していきたいということでございますし、小学校につきましては、統一地方選挙の準備が必要なため1日早く始業式を実施するためでございます。中学校も同じ理由と、あとは授業確保という部分もでございます。

続きまして、夏季休業日の変更について、これは次のページでございます。小学校26校、中学

校10校が変更をいたします。この主な理由でございますが、9月2日に総合防災訓練の参加がございます。それに当たって児童・生徒の生活リズムを整えたり、また事前の指導を徹底するためと、また授業日数を確保するためということで、夏季休業日を早めに終わるということでございます。

続きまして、一枚おめくりいただきまして、冬季休業日の変更についてでございます。冬季休業日の変更につきましては、小学校が37校、中学校が13校、合わせて50校でございます。この主な理由でございますが、通常は12月25日に終業式を行います、その前の12月22日、23日、24日が3連休ということで、子どもたちの学習の連続性または生活のリズムの観点から、21日を終業式に持っていった方がいいというような判断をしたためでございます。

続きまして、最後のページになりますが、春季休業日始まりの変更についてでございます。これにつきましては、幼稚園6園、小学校2校、中学校2校が変更をいたします。この主な理由につきましては、幼稚園につきましては、小学校の修了式の前日に年少の終業式をしたいということと、あと小学校2校につきましては学校の統合の準備のため、また中学校につきましては、工事等が入るといような主な理由がございます。

続きまして、休業日の設定についてでございます。これにつきましては、小学校が1校、中学校が2校、秋季休業日を設定いたします。これにつきましては、富士見丘小学校は10月20日、21日と、あとプラス2日間入れて秋季休業日を入れていくということと、高円寺中学校は、10月6日、7日、土日があるんですが、あと8日には体育の日があるんですが、それに1日入れて4日間で秋季休業日を行っていくということでございます。あと向陽中は新たに通常の授業日を秋季休業日に設定するということはないのですが、10月9日、10日、11日ということで、この3日間を秋季休業日に設定していくということでございます。

提案の理由についてでございますが、「杉並区立学校の管理運営に関する規則」に基づき、授業日数、保育日数の確保や学習の連続性保持等の理由から、今お話し申し上げましたように、学期及び休業日の設定の申請があり、承認が必要であるということでございます。よろしく願いいたします。

委員長 では、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

宮坂委員 今、大体趣旨はお伺いしましたので、そのようになっていると思うんですが、全般的に見て昨年と比べて授業日数というのは増えているんですか。

指導室長 授業日数は、昨年よりも増やしている傾向にございます。

宮坂委員 全般的にですか。

指導室長 全般的にですね。

委員長 ほかにございませんか。

大藏委員 和田中学校は4学期制を事実上とっているわけです。それで、夏学期が7月2日から10月6日までですが、この和田中学校の夏季休業日というのはどこにあるんですか。

指導室長 和田中学校は、夏季休業日は通常どおりです。

大藏委員 それはどこに出ていますか。

指導室長 これは、管理運営規則に7月21日から8月31日と設定してございますので、そこで示されているので、新たにここに和田中としては示していないということでございます。通常どおり7月21日から8月31日まで夏季休業日ということです。

大藏委員 それをやるのは和田中学校だけですか。

指導室長 4学期制でしょうか。

大藏委員 いえいえ、夏季休業日、別表に書いてあるのというのはどこですか。

指導室長 今お示ししているのは変更の部分だけでございますので、その詳しい夏季休業日の設定については、「杉並区立学校管理運営に関する規則」の中で設定してございます、お示しをしてございます。

大藏委員 そうすると、ここに書いていないものは、みんなとにかく2ページの頭に書いてあるので載っていないんですね。頭に書いてあるように、夏季、冬季も秋季もみんな決まっているということですか。

指導室長 管理運営規則のとおり実施をするということでございます。

大藏委員 でも、二のところには、変更を実施する園・学校は、実施園・校74校と書いてあるから全部ですよ。

指導室長 はい、そうでございます。

大藏委員 和田中学校もそこに入るでしょう。

指導室長 これは、変更を実施する園・学校というのは、先ほど申し上げました、春季と、夏季も、冬季も、春季休業日の初めの変更も全部ひっくるめてということで、それが全部74校になるということでございます。

大藏委員 そうですか。それでは春季は変えない、夏季だけ変えるとか、そういうのも全部ですか。

指導室長 それも全部です。

大藏委員 全部入れて、これもわかりにくいですね。春季は74校・園が全部ほとんどやっているんですけども、夏季は36校と書いてありますから、74から36を引く38の学校は基本どおり7月

21日から8月31日ということなんですね。

指導室長 はい、そのとおりでございます。

委員長 いろいろ幅が出てきておりますね。

お諮りしてよろしいですか。

(「はい」の声)

委員長 では、議案第85号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、原案どおり可決いたします。

次に、日程第66、報告事項の聴取に入ります。

初めに、「学校運営協議会委員の任命について」のご説明を庶務課長からお願いします。

庶務課長 それでは、学校運営協議会委員の任命につきましてご報告申し上げます。

杉並区学校運営協議会規則第3条に基づきまして、学校運営協議会の委員を任命することといたしましたのでご報告申し上げます。先般、ご報告しましたとおり、来年度につきましては、井草中学校、和田中学校2校加えまして、全部で6校の地域運営学校ということで取り組んでまいります。

既存の4校につきましては、そのまま継続ということで、それぞれ学校運営協議会の委員の数はそちらにお示ししましたとおり、学識経験者、校長推薦枠、公募枠、それぞれの学校の校長となつてございます。

また、1ページおめくりいただきまして、それぞれの学校ごとに、どういう方が委員になっているかというところをお示ししてございますので、ご覧ください。

なお、辞令交付につきましては4月25日、水曜日を予定してございます。任期を4月1日付ということで委嘱状伝達ということになりますが、25日の辞令交付並びにその後で、杉森中学校で現在、学校運営協議会の会長を務めていただいております東京学芸大学の葉養教授の講演をお願いしてございまして、また新しいスタートに当たって地域運営学校というものが、どういうものかというような内容を予定しているところでございます。

私からの報告は以上でございます。

委員長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

協議会の委員のメンバーは、各校、前の改正で1名増えたか何か変更がありましたよね。

庶務課長 トータルは12名で変わってございませんが、校長推薦枠と公募枠は1名ずつ変更いたしまして、校長推薦枠を1名減じまして、公募枠を1名増やしたという形で、12名ということで変更はございません。

委員長 それで、7名というところと11名というところがあるのは。

庶務課長 規則では、それぞれ何名以内と規定してございまして、現時点でその適任者という方がいらっしゃらない、あるいは調整をしていたんですけれども、掌握に至っていないと。ですから、また始まってから、以前、杉森中なんかにもそういう例があったのですけれども、例えば追加公募とか、そういうような形で、できるだけ12名に近い方に埋めるようにとは考えておりますが、調整ができるまで、当面このままでといくということで、4月1日にこの構成でスタートをしていきたいというふうに考えております。

委員長 それから、細かい規定を知らないんですけども、例えば、関西から人をお願いするというような場合だと旅費が結構かかりますね。そういうのはどうするんですか。

庶務課長 一応、公費で見ていこうということで現在は考えております。

委員長 じゃ、地域的なメリットというのはよろしいわけですね。

庶務課長 基本的には、校長推薦枠、それから公募枠、学識経験者という部分がありますので、一旦枠を決めてございまして、特に学識経験者につきましては、これは居住条件というのは定めてございませぬので、ということは和田中のようなケースも出てくるということでございまして。

先ほど、旅費の話がありましたけれども、検討中ということでございまして、支給できるかどうか、もう少し検討してみたい。それぞれ各委員につきましては、毎回の定例の運営協議会の出席については報酬して支給してございましてけれども、旅費につきましては、さらに検討ということでご理解いただければありがたいと考えております。

委員長 回数にしても、個々によって違うでしょうけれども、最低、年4回は多分やらなきゃいけないとか機能しないと思うんです。それに、あと学校支援本部とか、そういう関わり合いを持てば、毎月かなり集まらなくてはいけないとか、いろんなケースによってはあると思いますね。そうすると、地理的にどこら辺を中心にするか、そういうサポートする体制とか、またそういったものが潤沢にあれば、それはそれでいいし、今後考えるのは教育基金のような制度ができれば、何もここで文句を言うことはないんですけども、それぞれの地域によってそれを考えてもらえないんだから、今のところは、そういった意味でいろんな問題点とかが出てくれば、そういうことかなということで、また個々の課題にしていけばいいと思うんです。

ほかにございませぬか。

では、承ったことにいたします。

続きまして、「エコスクール化検討懇談会報告について」、「杉並区立松溪中学校校舎改築検討協議会報告について」、「杉並区立杉並第五小学校・若杉小学校統合協議会中間報告・建設検討部会報告について」、以上3件を学校適正配置担当課長からご説明をお願いします。

学校適正配置担当課長 では、私から3件につきまして説明させていただきます。

まず、第1点目でございますが、「エコスクール化検討懇談会報告について」でございます。この検討経過でございますが、現在、杉並区の区立小・中学校につきましては、緑の創出を中心に、屋上の緑化や壁面の緑化、また校庭の緑化といったようなところを中心に据えてやってきておりましたが、もっと建築物の基本的なところをきちんとやる必要があるのではないかとといったような意見も出まして、そういったことを検討するために、学識経験者を交えて検討懇談会を発足し、4回ほど検討いたしました。そのまとめでございます。

概要でございますが、環境共生型学校施設、これをエコスクールというふうに呼んでおりますが、現在、地球の温暖化、ヒート・アイランド現象など大きな環境問題に対応するために、区立小・中学校の改築並びに改修に当たっては、人工のエネルギー消費を極力抑えて、自然エネルギーを積極的に活用したエコスクール化を進める。そうしたことによりまして、良好な教育環境の創出と環境負荷の低減を目指すというふうにしております。

また、この学校自体を環境学習の拠点として、こういった施設を使つての環境学習のプログラム化を目指していきたいというふうに考えております。

改築の主なものにつきましては、地中熱利用など、自然エネルギーの活用を推進する。また、緑化の創出であるとか、日射遮蔽、断熱、通風、換気などによる排熱を十分図って負荷の低減をする。

既存校につきましては、構造上にも難しい面もございますので、緑化を中心に、断熱、通風、そういったようなところを改善していく。省資源型改修といったところでエコスクール化を計画的に進めていきたい。こういった緑化や自然エネルギーの活用は、建築自体の工夫、そういうものによって快適環境を目指すほか、いわゆる非常に暑いとき、酷暑のときや光化学スモッグの時などの子どもたちのセーフティーネット、安全を考慮して、補助的使用のための空調設備の活用を図るということでございます。

ただ、学校の暖房期間は非常に長いものですから、断熱等そういった工夫をして、極力年間をトータルしたエネルギー負荷の少ない施設づくりを目指していきたいというふうに考えてございます。

この考え方に伴いまして、どういうことを行うのかということで、めくっていただきまして、裏のページ、また2面のページに記載をさせていただきます。

主に改築校、これは統合新校並びに松溪中、それから今年7月に着工を延ばします荻窪小、これらにつきましては、今考えられたものについては、かなり多くのもを取り入れていきたいというふうに思っております。

また、現在工事中の高井戸小、方南小につきましても、できれば断熱材は厚くするとか、そういったようなことで断熱化の強化を図っていきたい。それから、そのほかの既存校につきましても、杉七小で行いました壁面の緑化、庇の取付や、いわゆる換気扇によつてのナイトパージ、いわゆる排気ですが、そういったものを今後考えていきたい。

こういうことを行いまして、普通教室にはこのモデルを図っていくというような考え方になってございます。

2枚目には、荻窪小学校のパーツの全面図を記載してございます。特にこの自然エネルギーの活用ということでは、荻窪小学校は北側に少しまとまった緑がございまして、その緑から空気を取り入れまして、地下のトレンチに100mぐらい流します。その若干冷やされた、ないしは冬場は若干暖められた空気を教室にダクトを通して吹き出すといったようなことを考えてございます。

これでは、基本的には2度ぐらいしか温度は下がりませんので、ただ、こういったようなことによりまして様々な工夫を行っていくということで、極力負荷の少ない、負荷を低減する学校を目指していきたいというふうに思っております。

かなり大きな深いバルコニーを出して日射遮蔽をしたり、屋上の緑化、壁面、並びに今回は新しく外断熱を全部するようにします。そういったことで工夫をしていくということで、また体育館の屋根の屋上緑化をするということを考えてございます。

また、屋上緑化をすることによりましての遮熱、断熱、そのような効果を期待したいというふうに思っております。また、新設校では初めて校庭の全面緑化をしていく考えでございまして。これを改築校の一つのモデルとして今後展開していきたいというふうに思っております。

報告書そのものにつきましては、後ほどご覧いただければというふうに思います。

では、次に松溪中学校の改築検討協議会の報告につきましてご報告いたします。

報告書そのものにつきましては、後ほどご覧いただければと思います。概要版でお話しさせていただきます。

昨年6月に検討協議会を発足いたしまして、都合10回策定のための検討を行いました。当初は、検討協議会の発足に当たりまして当委員会で報告させていただいたときに、建築部門の学識経験者が多いのもっと他に工夫を、というふうに委員長からお話しいただきましたので、緑化の関係、ランドスケープの関係、それから建築関係2名というように、学識経験者の層をちょっと厚くいたしまして検討させていただきました。

報告の内容でございまして、敷地規模は約1万4,000㎡、鉄骨鉄筋コンクリート、大体は鉄筋コンクリートでございまして、3階建て一部4階、延べ約9,500㎡ぐらいでございまして。

配置は、西側に3階建て一部4階の校舎棟、プール棟を配置をいたしまして、東側に校庭を持ってきております。

改築基本方針は、記載の3点ほどの柱立てで行っております。

今後の予定でございますが、平成19年度に実施設計を行い、平成20年度から既存校舎の解体並びに建設。それから、この後は実施設計と仮設校舎のプレハブ校舎を建てる予定でございます。

また、4月ないしは5月に近隣住民への計画の説明会を行っていくというようことを考えてございます。

おめくりいただきまして、図面の3枚目の配置図をご覧ください。

松溪中学校の道路づけ、南側ないしは東側に道路に接しているということでございますが、北側のところにも一部接しているところがございます。本校につきましては、ふれあいの家以外にデイケアサービスセンターを併設してございまして、ここの位置を動かすことがなかなかできない。ふれあいの家を過去にここで建設するに当たって、近隣とかなりもめまして、どこから出入りをとるかということで、相当いろいろな面があったようでございます。

結果的には、北側の方から入れてございますが、この道しかふれあいの家の方に入ることができないという弊害がございまして、この北側とふれあいの家と、ここら辺の連絡導線等を本校の、言ってみれば主要な玄関口といいましょうか、それを連絡するのにこの計画を組んでございます。

現在は、既存の体育館は北側のトラックの一番北側の方にあつて、ふれあいの家と東西軸で既存校舎の4階建てが建ててございます。この配置によりまして、既存の体育館並びに給食調理室、それから4階建て校舎の一部3分の1ぐらひは既存で残しながら、建設を行っていきたいというふうに思っております。

配置は、西側の方に寄ってございますが、どうしても南側には公園がございます。このまとまった緑と連絡するために緑のプロムナード、西側でございますが、既存の樹木を切らないで、連続した緑の空間をとっていきたいというふうに思っております。南側のところに体育館を配置して、普通2教室は少し南側に下ってきますが、ここに5学級を平均ベースとして三層の予定で置いてございます。

それから、各普通教室にはオープンスペースとしてのメディアスペースというような形で、校務センター並びに玄関ホールと、北側に給食調理室を配置してございます。

中学校の今後の教育のあり方では、これは特別教室型をとってございますが、いずれ全国的な趨勢から見ますと、教育教室型の方へ移行しつつございます。そういった関係では、普通教室に盛り込んで少人数教室というものを設けてございます。いずれこういった普通教室も教科の教室に変わった場合には、ここがホームベース、いわゆる子どもたちのたまりと言いましょか、そ

ういったところの部屋に変わってくるというふうな形になろうかというふうに思います。いずれにしても、教科教室ごとに転用しても使えるような形で設計をしてございます。

おめくりいただきまして、2階、3階でございます。2階、体育館のところは裏面上が吹き抜けでございます。南側に普通教室を配置し、北側の方には理科室等がございます。それからランチルーム、それから家庭科室は一体でつくってございます。下の給食用のところから上にエレベーターを両方使って配食をして、片方でまた作ったり、またここでも子どもたちが座れるような形になってございまして、多分200名ぐらいは座れるぐらいのスペースがあるかなというふうに思っております。

ふれあいの家への連絡デッキを作りました。ここで屋上緑化をして、本校とつなげていきたいというふうに思っております。

それから、3階でございますが、基本的には2階、3階同じでございます。普通教室を南側に配置をし、北側の部分には、美術室、音楽室、そういったような部屋を配置してございます。ただ、非常に建物が暑くなってくるので、ところどころ吹き抜け等を配置をして、採光、通風、そういったものに配慮をしているところでございます。

最後のページは、屋上の部分で、屋上にプールを設けて、あとはすべて屋上緑化、機械室スペース以外は緑化をしていきたいというふうに考えております。

一番下のところは、日影の図面でございます。ここで一番問題になりますのは、体育館を建設することによっての近隣住民の反発が予想されます。ここではかなり14mぐらい離してございますが、西側の入りの方で、一つ飛び出したところは、大体10時ぐらいまでは影が落ちることがございます。大体は自分の行動で8時から9時にご家庭から出てきますけれども、このぐらいであれば、かなり我慢できる範囲かなというふうに思いますが、今後の住民説明によっては若干高さや配置が動いてくるかもしれないかなというふうに思っております。

現在、体育館が一番北側にありますので、そういったところで、逆に言えば校庭になることによって、いわゆる校庭にダストいうのを、ほこりの問題が近隣に出てくるといったようなこともございますので、そういったようなところを今後考えながら実施設計を進めていきたいというふうに考えております。

松溪中学校の報告は以上でございます。

では、最後の「杉並区立杉並第五小学校・若杉小学校統合協議会中間報告並びに建設部会の報告について」、ご説明をいたします。

統合協議会は、両校10名ずつ、都合20人の方々に地域の教育関係者の方が協議会を開いてございます。統合協議会の中に建設部会を持って、校舎の配置、レイアウトと、それから校名、教育

内容と、そういったようなことを統合協議会と二本立てで今まで進めてまいっております。

統合は、年度といたしましては再来年度でございますので、来年度1年間、4月からさらに統合協議会は継続しますので、中間報告という形とさせていただいております。今年は15回ほど検討協議会を開催をいたしました。

報告の内容でございますが、(1)統合新校の校名候補でございますが、これは投票の結果、「天沼小学校」に決定をいたしました。ただ、まだこれは正式に決定をしたということではなくて、校名候補でございますので、これは教育委員会で決定し、また学校の廃止、同校の廃止条例等と新校の設置条例、このときに正式に決定をするということでございます。ただ、「天沼わかば」ということも非常に支持があったことを教育委員会に報告をしてくれというような地元の協議会の意向がございますので、あわせてご報告をさせていただきます。

ただ、校名候補を地元の子どもたちにかなり幅広く公募いたしました結果、天沼という言葉が一番多かったということでございます。

それから、通学路の検討もしてございます。4つほど通学路を設定していましたが、まだ今後さまざまな調整が残っておりまして、今後とも継続して検討していきたい。非常に密集地区もございまして、非常に道路幅員が狭いということがございます。ただ、環八の抜け道で使っている道もかなりございまして、その通学路の設定並びに交通指導員の配置、こういったものについては、今後とも十分考えていかなければならない課題であるというふうに考えてございます。

教育方針の内容につきましては、両校の教職員で連絡会を設けて、現在継続的に打ち合わせをしております。両校合同の授業や遠足、そういったものは既に行っております。また、今年度、来年度も引き続き取り組みを行っていききたいというふうに思っております。

新校の計画概要でございますが、敷地規模が6,600㎡、先ほどの松溪中は約1万4,000㎡ございましたので、そういう面では都市部の中では非常に小さい敷地でございます。若杉小学校が4,600㎡、杉五小が6,600㎡と2,000㎡の差がございました。統合に当たって一番とにかくもめた点でございます。どこに統合新校をつくるかということで、若杉小を推すところもありましたが、若杉小100人、杉五小が300人と、そういったようなところで、子供たちが集まりやすいところに統合校の位置を決めたということの経過がございまして、その説明の中では、今、若杉小学校の校庭面積が2,400㎡でございます。杉並第五小学校が1,900㎡でございますので、若杉小よりも面積が同等か、ないしはそれに近づけるような工夫をするといったことで、統合を呑んでもらったといったところでございます。

そういったことで、今回、後ほど説明しますが、グラウンド面積2,800㎡と、若杉小の2,400㎡よりも、広いという形で計画を練っております。

配置は、西側に4階建ての校舎、プール並びに運動場は東側に配置をしてございます。

建設方針は、記載のとおりでございます。

今後の予定でございますが、平成19年度に校歌、校章の作成準備と、それから新校の実施設計と新校の設置条例を進めていく予定でございます。

また、若杉小学校に最初に統合をいたしますので、その改修をいたします。現在クラスは7教室しか使ってございませんので、統合した場合には12教室ぐらいになります。少し教室を3階に戻したり、ちょっと手を入れなければならないということがございますので、今年の夏休みにそれをやる予定でございます。

20年に統合しまして、校舎の建設は20年から約2年間かけて22年度まで行いますが、既存校舎の解体から入ってきますので、丸々2年ではちょっと収まらないかなというふうに思っております。

では、おめくりいただきまして3枚目でございますが、校舎の配置計画でございます、一番上のところ。本校は北側の日大二校通り、それから西側に八幡通りと、かなり交通量が多いところでございます。現在、この一番角の交差点のところから子どもたちを入れていますが、非常に危ないという入り口でございますので、南側の公道から子供たちを入れるような形にしてございます。

配置は、東側のところが校庭、いわゆる光の関係からいって東側のところが出ているということでございます。前に、ここの北側のところに信用金庫があったんですが、これが潰れて、今建て売りが建っていますので、そこに今本校の校舎がそんな形になっていて、非常に北側からの日照の影響を、北側の方はもろに受けているということでございます。そういうことも考えまして、東側はあけて西側に固めるという形をしてございます。

天沼三丁目は防災まちづくりをやっておりまして、燃焼遮断帯の形成がありまして、この公道の北側の日大二校通りからは、やや燃焼遮断効果を狙うといったようなところもございます。

日大二校通りと八幡通りのところは、1.2mぐらいの歩道をつくる予定でございます。下の平面図の左は地下、右側に1階の平面図でございます。南側の自然観察園の前のところに校門を設けて、そこから入って行って東側の校庭側から入る予定です。ここはこだま学級、いわゆる心身障害学級がございまして、1階の部分は保健室並びに子どもが入れないように大体閉めてございます。昇降口から北側につきましては、管理諸室、校務センター等が並んでございます。1階は体育館というような形で、真ん中部分吹き抜けにして、地下はほとんど総掘りで、いわゆる校庭の面積が少ないものですから、地下1階の地上4階の5層構造にしています。地下の部分の階段を下りたところがセンターコートという形で、ここにランチルームと会議室を全部抜けてでき

るような形の、かなりオープンなスペースを持っています。ここでさまざまなイベントができるのではないかなというふうな形をとっています。

東側の部分、特に給食調理室の配置をし、また、防災倉庫もやむを得ず地下に設けてごさいます。

おめぐりいただきまして、2階、3階、4階の図面でごさいます。上の左側が2階の平面図、基本的な構造は変わりません。ワンフロア5教室、これが三層にわたって都合15教室を設ける予定でごさいます。統合しても12教室ということでごさいますので、余裕を3つほど見てごさいます。アリーナのところは抜き抜けになってごさいます、2階の北側の部分は全部ラーニングセンターで占めています。ラーニングセンターは、いわゆる図書、視聴覚、そういったものを全部一体に集めたところの教室で、これがこの学校の中心になります。いわゆる調べ学習の基本というような形で、横のところはオープンデッキにしてごさいます。そこに子供たちが出られるということで、3階の展望のところまでかなり大きな階段を、吹き抜けのところは設けてごさいます。3階に同じように5教室、並びにオープンタイプのスペースを教室と同等のスペースで設けてごさいます。北側は特別教室で理科室等、ちょっと見にくいのでごさいます、図工の教室です。この2教室を設けてごさいます。

4階でごさいます、これも同じように5教室並びに北側が音楽室、これはかなり大きくて、2教室分ぐらいごさいます、大きく、いわゆるミニコンサートも開けるような形での音楽室を配置してごさいます。

最上階、4階の上にごさいます、ここはほとんど半分が屋上緑化のスペース、機械置き場以外は全部緑化する予定でごさいます。そんなような形にしてごさいます。

本校を計画するに当たりまして、非常に狭いということもごさいます、4階に普通教室を配置することについての是非はかなりいろいろ論議をされましたが、ただ4階建て校舎で子供たちが使っているところというのは、馬橋小学校であるとか、荻窪小学校であるとか、幾つか使ってごさいます。そういったところでは、安全性に十分配慮するというので、外回りを全部バルコニーで、全周を回すような形にしてごさいます。各方面から非常階段が2つほどごさいます、外側からも連絡して逃げられるというような形をとってごさいます。そういうような形で、校庭面積を極力確保したということでごさいます。

統合新校の建設部会の方はこれで終わりになりますので、今後は実施設計と。また統合協議会につきましては、統合に向けて1年間、また引き続き準備を行うというような形で現在進んでおります。

報告は以上でごさいます。

委員長 ご丁寧にありがとうございました。

では、最初に「エコスクール化検討懇談会報告について」、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。

大藏委員 エコスクールは、基本的には私は賛成ですけれども、幾つか学校からの意見を、私がたまたま行ったときに聞いたんです。前にも1回申し上げたことがあるんですが、壁面緑化については、時には窓にまで引っかかったりして、窓が開けにくいとか、暗いとか、それから時々虫がついているとか、いろんな問題があって、必ずしもとにかく全部いいとは言えませんということがありました。

ただ、非常に厳しく、どの学校とか、誰が言ったということは言わないでくださいと、それを言うと叱られますので、私どもは直接教育委員会の事務局の方にそういうことを申し上げることはありませんということでしたので、非常に気にしながら、ありがたい趣旨であってはいただいてはいるんだけど、使い勝手が悪いということもあるようですから、それを十分ご注意ください、やっていただきたいと思います。

学校適正配置担当課長 ご指摘のところは、幾つか私も見に行きます。やはり現場を見て、外から見たときはいいんですが、中は非常に暗くなります。照明の照度が落ちますので、気分的には結果的に中で照明をつけています。そうすると、エネルギーがそこで負荷されるわけなんです。風通しがあまりよくないと大変なことがございます。

検討報告書の最後から2枚目のところを見ていただきたいのですが、これは杉並第七小学校の例でございます。ここの壁面の緑化は、ほんの壁面のところだけしか入れてございません。これは底をつけました。結果的に草花が伸びないような形にしてございます。こういったような工夫もあるのかなというふうに思っておりますので、幾つかまだ試行錯誤の段階ではございますが、幾つかいろいろと試みながら、ただ全面を覆うということについては、かなりいろいろな異論があるということは承知してございます。

大藏委員 それも終わってからは、なかなか直すのも難しいし、言いにくいということのようでした。

委員長 ほかにございますか。

いろいろナイトページとか、新しい視点から設計されて興味深いのですが、維持管理費はどのぐらいアップになっている。

学校適正配置担当課長 今試算していますが、荻窪小学校で約9%上がります。

大体、高井戸小でやった建設費ですが、大体2億円ぐらいアップします。アップした主な理由は、外の断熱、これはやっぱりお金がかかります。それから、窓を全部ペアガラスにしています。

これが非常に断熱効果が高いのですが、やはりどうしてもそういう費用的にはかかります。

そういったことですが、例えば、この学校50年から70年、今、高耐久で造りますから、70年以上は持つ構造体では、その間の暖房費が、そういった空調の費用の低減策を考えると、基本的には回収できるんじゃないかなというふうに思います。極力全体のコストアップをあまりしないような形でやっていかないと、結果的には高いものになってしまうということもありますので、ただ一つは環境学習の面というのは、お金で計れないというところもあるかもしれません。

荻窪小学校の場合には計算しますと、約16 t 二酸化炭素の排出が抑えられます。単純に空調から出てくるいわゆる二酸化炭素からいきますと、こういったことを工夫しますと、約3割ぐらい落ちますので、そういう意味では費用のコストも含めて、そういった環境面への負荷の低減といったところでは、一定程度役割を果たしていけるのかなというふうに思いますが、今までの学校というのは何もしてこなかったわけですから、そういう意味ではコストはかかるということは当然あり得るかなというふうに思います。

委員長 では次に、「杉並区立松溪中学校校舎改築検討協議会報告について」、ご質問、ご意見がありましたら。

これは、松溪中もそうだし、それから次のことにも関わるのですけれども、統合校とか、実施設計というか、そういうのはどうやって選ぶんですか。

学校適正配置担当課長 杉並区は、大体基本設計をとったところと随意契約でやっております。

ですから、今やっている設計事務所がそのまま引き続き作成に当たるというような形になりますが、一旦契約から結び直します、実施設計の契約という形で。

委員長 時代的にいろいろどうこうと言っても、随意契約。

学校適正配置担当課長 最近、随意契約のやり方で非常にいろんな論議もあります。また、学校の構造建築物をプロポーザルでやるというような声も確かにございます。

今、契約の関係はちょっと我々こういった現場の所管はあまりなかなかそこまでは関与できないところはあるんですが、ただ、実施設計と基本設計一体で入札をかけて請け負っている自治体もありますので、そういった面で、まだいろいろな取り組み方があるのかなと。

ただ、そういった契約の関係の不透明さみたいなものは、極力排除するような形でやっていく必要があるかなというふうに思いますが、ただ基本設計をやったところですから、内容は十分にわかっていますし、1年間協議会をやって、ずっとそこで絵を描いてきていますから、そういったところでは、今のところはやむを得ないやり方かなというふうに思っています。

委員長 ほかに事例のないものを造るのが特殊な知識とか必要になってくるから、何か特別な配慮があればなということでお聞きします。

学校適正配置担当課長 高円寺の芸術会館が今度プロポーザル方式でやりましたので、今いろんな建物の用途、内容によってはそういった発注の仕方もいろいろ工夫が必要なのかなというふうに思います。

委員長 何かございませんか。

では、最後の「杉並区立杉並第五小学校・若杉小学校統合協議会中間報告・建設検討部会報告について」ということで、何かございましたら。

大蔵委員 ここはエレベーターはつかないんですか。

学校適正配置担当課長 最近の改築校は全部エレベーターがついています。この統合新校につきましては2基つけます。1基は北側の日大二校側から給食調理室への物品の搬出入がありますので、そこに1基、それからあと中に子どもたち並びに一般の利用のためのエレベーターを1基つけます。

大蔵委員 松溪中にもつくんですか。

学校適正配置担当課長 松溪中にもエレベーターを2基つけます。

委員長 通常にも使うんですか。

学校適正配置担当課長 通常は1基ですが、どうしてもエレベーターといいたまうか、給食調理室の位置と、それからランチルームの関係がありまして、今既存校はリフトが1基ついています。これは荷おろしだけですけれども、改築校の場合にはリフト等、場合によってはエレベーターと兼用してつくっている場合の方が多うございますけれども、これは今のところは少しちょっと位置が離れたりしていますと、やむを得ずそういった形でエレベーターを2基つける、ないしはエレベーター1基とリフトを1基つけるというような形で工夫はしてございます。

委員長 ユニバーサル対応があるというのも松溪中にも書いてある。

学校適正配置担当課長 そうです。はい。

委員長 どうしても必要だと思う。社会教育とかほかの面で使うことが多いですからね。

安本委員 杉五小の校庭にあるあの木はなくなっちゃう。

学校適正配置担当課長 南側に桜の木がかなり残っています。南側は校庭の歩道はつけない予定ですので、極力残せるものは残していきたいというふうに思っています。

特に、こだま学級のところにある木はむしろ残しておいて、あそこは通りの人の視線を少しシャットアウトした方がいいかな、落ち着くかなというふうに思うんです。

ただ、八幡通りのところの木は歩道の中に入ってしまうので、高低差がありますから根っこが出てくるんじゃないかというふうに思いますので、場合によったら、あれは伐採しなければならぬかなというふうに思っています。

安本委員 出入り口は、この校門1カ所、通用門はもう子供たちの出入りはしないということですか。

学校適正配置担当課長 基本的には、南側に絞っていきたいというふうに思っています。もちろん、北側の通用口はありますけれども、これはサービスの方の通用口に絞って、セキュリティーの関係からも、やっぱり1本に絞っておいた方が学校は管理がしやすいということもあります。子どもの数が統合しても300人から400人ぐらいの間ぐらいですから、そういう意味では1つに絞っておいた方がわかりやすいかなというふうに思います。

安本委員 歩道というのは、本当の歩道ですか。例えば、路側帯みたいなのではなくて、完全に区別される歩道ですか。

学校適正配置担当課長 これは学校校地が下がるという形で、土木の方の公道の権原ですが、いわゆる道路の土地を全部出してしまうという形はとりませんので、駐車場になる可能性がありますから、いわゆる乗り上げられないように、少し高くなったようなものをところどころつけながら、歩行者、それから自転車が通れるぐらいのものを考えたいというふうに思っています。

安本委員 道が危ないので、歩道をつくるというのはすごくいいなというふうに思ったんですけども、そういうふうになっちゃうと、あまり意味がなくなっちゃうなという。車が停まったりとか、ただのラインが引いてあるだけとか、色を違えるとかいろいろあるみたいですけども、そうじゃなくて本当に歩道というふうになるんですか。

学校適正配置担当課長 今、若杉小学校の南側に区がつくった高齢者向けの共同住宅があるんですが、そのところが同じように土地の所有者が2mぐらい下がって、そこには車が乗り入れないようなものをやっていますので、ああいう形になるかなというふうに思っています。

宮坂委員 東側の私道というのは、所有者は当然了解しているわけですね。

学校適正配置担当課長 これは、隣接の方々の持っているところでございますので、この私道側に我々校門を設けたりとか、出入りは設けないようにしています。つまり、ここからのサービスは全くできないという形で計画はしてございます。現在もそうなんです。

委員長 この報告書に書かれているので一番興味深く思ったのが、統合新校の教育方針をご一緒に考えられておられますね。新校らしくとか、アイデア的にもいいし、説得力もあると思うし、また場合によったら神明中のときには、もうちょっと膨らました別な形で、こういったものが必要だというふうに私は前々から思っているんです。ハード的なものでは限界があると。

学校適正配置担当課長 統合して何をするかと、それで、それをするためにはどういう施設が必要なのかということをおわせて考えなければならないということで、そういう組み合わせをとりました。

委員長 頑張っていたきたいなと思います。

では、よろしいですか。どうもご苦労さまでした。

次に、「学校ホームページ・コンテストの実施について」ということで、学校運営課長からご説明をお願いします。

学校運営課長 私から、ご報告をさせていただきます。

資料をご覧くださいければと思います。

初めに、目的ということで書いておりますけれども、経過として本区におきましては学校ホームページ、平成14年に小・中学校全校で開設しているという経過がございます。

ただ、そういう中で、どのくらいこの間充実してきたかというところで申し上げると、努力しているところもあれば、なかなかというところもあって、全体的にはそういう温度差があることと、まだまだ改善の余地があるので、意識を高めていかなければならない。そんな状況があったということで、区立学校のホームページが児童・生徒や保護者にとって見やすく、知りたい情報がより充実して提供されるようにという目的のもとに、意識、技能を高めるためにコンテストを実施させていただいたというところでございます。

審査方法でございますけれども、記載のとおり、外部のITあるいは広報分野における専門性の高い人材の方々にご協力をいただいた審査委員会というものを設置し、このコンテストにつきましては、昨年の11月に校長会で実施することを発表いたしまして、12月に審査基準をこの審査委員会の中で定め、それから1月から2月にかけてそれぞれのホームページの画面審査、どのくらいの更新頻度なのか、どのくらいの教員の方々が参画してホームページを作っているかといった書類審査等を行いました。

そういう中で、審査基準といたしまして、例えば、情報がどれだけ公開されているか、あるいはどのくらいスピーディーに更新がされているか、それから双方向性と申しますか、情報のやりとりがどのくらいやれるような形になっているか、デザイン、それから今申し上げましたような作成への参画の度合い、セキュリティー等々を総合的に審査をさせていただいたという次第でございます。

最終的な審査につきましては、審査委員会の方で今月13日に審査会を開催いたしまして、3にあるような受賞校を決定させていただき、昨日3月27日にその表彰式を開催したところでございます。

このコンテストの実施に当たりまして、4に記載のあるような企業、団体等にご協力をいただきました。これにつきましては、その仲介役として、ここにも書いてありますようなNPO法人ブロードバンドスクール協会というのがございます。そちらの方を介してこれらの企業等のご協

力を得たというところでございます。

3番の方に戻りまして、受賞校の方でございますけれども、小学校・中学校それぞれ数も違うということもございまして、最優秀賞、それにつきましては1校ずつ、それから優秀賞につきましては、小学校は3校、中学校は1校、それから特別賞ということで、それぞれ1校ずつを選ばせていただきました。

小学校の部の最優秀賞の杉並第六小学校につきましては、特に見やすくするためにメニューを工夫している。あるいは、行事レポートが充実している。それから、例えば、運動会が雨で中止になるとかどうだとかという、緊急用の連絡配信の携帯版のサイトを持っているとか、そういうさまざまな工夫がされているということで、最優秀賞に選ばれたというところでございます。

それから、優秀賞につきましては、それぞれ一例を申し上げますと、杉一小は更新頻度が高かったり、あるいは桃四小は学校情報の内容が盛りだくさん、高井戸小につきましては、画面のデザインの明るい印象、全体的にコンパクトにまとめられている点、そんなところが評価されて優秀賞というところになったというところでございます。

特別賞の松庵小学校につきましては、学校行事の予定表というものを載せておりまして、その行事予定表の行事の項目をクリックすると、そこからそこで行われた内容に飛ぶというような形で、そういうレイアウトの形、デザインの工夫が非常に良いということで評価をいただいて特別賞というところになったところでございます。

また、中学校の方でございますけれども、最優秀賞の井草中につきましては、学年ページの充実、あるいは地域、PTAのページの充実ということで、全般的なそういう内容の充実ということが評価をされ、最優秀賞に選ばれたというところでございます。

また、天沼中学校につきましては、画面展開の中での写真の使い方が非常にいいということが評価をされたというのがございました。

それから、特別賞の向陽中学校につきましては、食育の特集ページを組んだり、それから更新に学校組織を挙げて一丸になっているいろんな教員が入って取り組んでいる。そんな点を評価されて特別賞というものに選ばれたというところでございます。

以上、今回のホームページ・コンテストの状況についてご報告をさせていただきましたけれども、今後も学校ホームページの充実を図るために、来年度もこういった取り組みを実施して、さらに意識を高めていければというふうには考えているところでございます。

報告は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。では、ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

では、特にございませんようでしたら、次に移らせていただきます。どうもありがとうございます

ます。

続きまして、「杉並区立郷土博物館の運営のあり方検討会『最終報告』について」のご説明を社会教育スポーツ課長からお願いいたします。

社会教育スポーツ課長 それでは、私の方からご説明させていただきます。

先般、18年11月に中間のまとめということでご報告させていただきましたが、今般、最終報告がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

記載の表紙でございますけれども、検討経過、7回実施しておりまして、1枚目をおめくりいただきたいと思っております。こちらが最終報告書になっております。

次の目次でございますけれども、中間報告では細かい部分を書いてございましたが、目次についても簡略化をいたしてございます。それから、中間報告と変わった点でございますが、基本的には記載の順番を変えたことと、それからあとはできるだけ横文字を減らしてみました。ただ、どうしても直せない部分がございますので、それについてはまだ残ってございますが、できるだけ片仮名文字を少なくしたところでございます。

それから、特に7ページでございますけれども、中間報告では今後の博物館の評価指標が課題になっておりました。今回の報告では評価指標を定めていく必要はあるのですが、入館者数やイベント参加者数という定量評価だけでなく、企画展実施やどのように未来、区民のその後の活用につながったのか、事業実施に当たりどんな施設、イベント、区民、団体と連携ができたのか、今まで郷土博物館に来たことのない人を呼び込むことができたのかなど、区民の日常生活に密着した地域の博物館ならではの視点を指標に生かしていかなければなりませんというような報告を受けております。

9ページ以降につきましては、これは中間のまとめで申し上げましたように、委員の組織、それから検討経過、郷土博物館の年度別利用状況、平成元年の開館から17年度までの実績の経過を12ページに示してございます。

14ページ、15ページにつきましては、展示図録一覧がございまして、非常に専門的な図録が出ております。

16ページ以降につきましては、これはインターネットで見える形になりますが、検討委員の「おすすめ博物館」、さまざまなものがあります。そういうのを参考に記載しているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

委員長 では、ただいまのご説明にご質問、ご意見ありましたらお願いします。

大蔵委員 12ページ、13ページです。資料4、この「無料」というのは何ですか。

社会教育スポーツ課長 例えば、小・中学生は無料でございます、無料の方もいるということでございます。

大蔵委員 一般の無料というのは何ですか。

社会教育スポーツ課長 例えば、会議室等を貸したり、それから特別な行事で無料にする場合がございます。この有料というのはあくまでも観覧料でございます。

大蔵委員 例えば、一番上、元年ですね。個人で8,014ですか、団体410で、計8,424ですけれども、そのうち無料2,278というのは、それ以外に無料で来た人がいるということですね。それで約1万人になっているでしょう、この計算は。

社会教育スポーツ課長 そうでございますね。

大蔵委員 小・中学校は基本的に無料なのに、どうして無料は4,000しかなくて有料が2,449となっているのですか。

社会教育スポーツ課長 区立学校の児童・生徒及び引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するときは無料でございます、例えば、行事等でひな祭りとか、そういう時は子どもでも払っていただく場合がございます。そういう意味では無料と有料が分かれています。

大蔵委員 ただ、その分はわかりました。しかし、その合計のところですけども、個人を1人について1件と数えて、団体を1ずつ1件と数えて計8,424になっていますけれども、しかしその次の無料のところは、それからすると第一、団体というのはたくさんいるわけですよ、1人じゃありませんから。そのとき無料というのが別にあって、これをやると無料というのは、団体なのか個人なのか、何もわからなくて一緒くたにされている。そうすると団体が2,278だったらものすごい数が来ているわけですよ。

社会教育スポーツ課長 これは、個人8,014、団体が410というのは、これは410団体じゃなくて、410人ということです。

大蔵委員 410人ということですか。

社会教育スポーツ課長 そうです。

大蔵委員 団体で来た人。それはやっぱり書かなきゃいけないんじゃないですか。

社会教育スポーツ課長 はい。

大蔵委員 団体の人数として。

社会教育スポーツ課長 合計は人数でございます。

大蔵委員 それならば人数としてやっぱり、団体で来た人の人数だということを、団体410団体来たみたいにこれは見られると思うんです。

社会教育スポーツ課長 はい。

大藏委員 だから、それが1つ。

それから、13ページに移りまして、平成12年から後は小・中学校のところが全部斜線になっていて、人数が出ていないのはどうしてですか。

社会教育スポーツ課長 この小・中学校の個人と団体の関係ですけれども、小・中学生につきましては基本的に統計上一括して、子どもは子ども、小・中学生も一括してしまったということで、この後、当初子供については有料で行事などは取っていたのですが、平成12年から全部これは小・中学生は無料にしようということで、制度が変わりました。

大藏委員 行事があっても絶対取らないと。それもやっぱり書かなきゃいけないんじゃないですか。

社会教育スポーツ課長 はい。

大藏委員 ここからは、とにかく行事も取らなくなりましたからこうなっていますと言わないとわからないですよ。聞かないとわからないというのは、やっぱりどうかと。

社会教育スポーツ課長 そうですね、凡例で入れておくようにします。

以上でございます。

大藏委員 だから、そうするとこの合計のところ、最終的に平成17年の下に合計というのがありますけれども、小・中学校の欄にその11年までの分の合計が書いてあるわけですがけれども、これは余り意味がないですよ、実際には。

社会教育スポーツ課長 そうですね。

大藏委員 それから後無料にしたんですから、だからここは本来、むしろどっちかといえば空欄になるべきだと思うんです、斜線の部分が。

社会教育スポーツ課長 そうですね。ちょっと誤解を招きますね。

委員長 このレポートは本印刷になるんですか。

社会教育スポーツ課長 基本的には、この形でもう少し精査して。

委員長 表紙をつけてきれいになるでしょう。写しというのは本印刷ってそういう意味になるの。

社会教育スポーツ課長 カラー表紙をきちんとつけてやることは考えております。

委員長 それから、あと前書きはですが。

社会教育スポーツ課長 2ページ目に「はじめに」というのがございますけれども、検討会の報告ですので、こちらの「はじめに」でいこうと思っております。特に前書きとか、そういうのを付ける予定はございません。

委員長 これを受けて何とか書くとか、そういうのはないんですか、どうしたいと考えるとか。

社会教育スポーツ課長 それはまた別な、例えば、この報告を受けて今後どうするか。

委員長 教育長がどういうふうにと考えると、それを含めて、ちょっと物足りないなという感じがして。その辺が。

内容的にはよく突っ込んであるのだけれども、じゃどうするんだと、今後。今の話じゃないですけれども、利用料が減ってきているし、何か寂しくなってくるようなところがあるでしょう。ここに文章の中に書いてあるけれども、数だけの問題じゃないと書いてあるけれども、数も一つの指標だから。

社会教育スポーツ課長 これを受けて、例えば、分館がこれから開館しますけれども、そのやり方とか、今後の区の行政計画の中でこういうものを生かしていければいいと考えてございます。

委員長 ぜひ前向きにお願いしたいなと思っています。

ほかにございますか、よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では、これで報告事項の聴取は終わりました。

それでは、冒頭にお諮りしましたように、ここからは非公開として審議を行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 それでは、これから非公開の審議に入りますので、次回の日程についてのみご報告をさせていただきます。

次回の日程でございますが、4月11日、水曜日、午後2時ということでよろしく申し上げます。

日程につきましては、以上でございます。

委員長 はい、わかりました。

(傍聴人退出)

委員長 では、審議を再開いたします。

日程第65、議案第86号「教育委員会幹部職員の任命について」を上程し、審議いたします。

庶務課長、ご説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第86号「教育委員会幹部職員の任命について」ご説明申し上げます。

1枚おめくりいただきまして、読み上げさせていただきます。

教育委員会幹部職員の任命について、平成19年4月1日付でございます。

新任職、教育委員会事務局統括指導主事

氏名、筒井鉄也

異動等、異動

前任職等、江東区立第六砂町小学校副校長でございます。

理由につきましては、教育委員会幹部職員について、人事異動等により新たに任命する必要があるからということでございます。

委員の皆様のお手元には、履歴書があろうかと思っておりますので、ご参考にご覧ください。

私からは以上でございます。

委員長 はい。

大藏委員 統括指導主事って、今何人いらっしゃいますか。

庶務課長 杉並区には2名でございます。

大藏委員 それで、これが3人目ということですか。

庶務課長 人事異動でございますので、1名の統括指導主事が異動になりましたので、その後任ということで、トータルで2名でございます。

委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声)

委員長 では、議案第86号は原案どおり可決して異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がございませんようですので、議案第86号は原案どおり可決いたします。

以上で、予定されました日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じさせていただきます。

どうもお疲れさまでした。